

「13条を考える会」設立趣意書

日本国憲法は13条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。

この憲法13条は、すべての国民1人1人がかけがえのない尊厳を持つ存在として尊重されなければならないことと、そのための包括的な人権規定である幸福追求権を定めたものであり、憲法の中で最重要の価値を定めた条文です。

憲法は13条の価値を保障することを目的としており、そして、国会や内閣などの国政はその幸福追求権の実現のために全力を尽くしていくのが責務とされています。

さらに、13条は公共の福祉の原理を定め、その幸福追求のあり方について、それが他の幸福追求と調和するものであることを求めています。

憲法制定66周年を迎える今、憲法改正等について様々な議論がなされているところであり、憲法の重要性、とりわけ、憲法の目的及び最も重要な価値を定めた13条について再考してみたいと考えます。

そもそも、日本国憲法の核心条文である13条は、憲法遵守・擁護義務を負う立法府の一員として、依って立つところの党派的政治信条や改憲や護憲等を巡る諸見解を超えて、いずれの立場においても、まず、その本質的な理解が求められる事項であります。

つきましては、(1) 憲法13条についての理解を深めるとともに、(2) 立法府の役割として政策諸分野におけるその価値の推進のあり方について見識を深め、また、(3) 我が国の諸状況を踏まえたその新たな意義のあり方についての検討を試みるなどを行うため、広く各党各会派の有志による「13条を考える会」を設立したいと思います。

各位のご賛同とご協力をお願いいたします。

2013年4月24日

「13条を考える会」呼びかけ人

有田芳生、井上哲士、大島九州男、大野元裕、小川淳也、川田龍平、岸本周平、後藤 祐一、小西洋之、柴田 巧、鈴木 寛、田嶋 要、谷岡郁子、白 眞勲、はたともこ、林 久美子、福島みずほ、藤末健三、蓮 舫、山田太郎